破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３９号

宮崎県都城市中町14街区15号
債務者　大浦株式会社
代表者代表取締役　大浦　克博
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　悟
4　破産債権であって、宮崎地方裁判所平成23年（再）第１号事件の再生手続において再生債権としての届出があったものを有する破産債権者は、破産債権の届出をすることを要しない。
5　破産法32条４項本文及び５項本文において準用する同条３項１号、33条３項本文並びに139条３項本文の規定による破産債権者に対する通知をせず、かつ、111条、112条又は114条の規定により破産債権の届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。
宮崎地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０号

宮崎県都城市中町14街区15号
債務者　株式会社大丸友の会
代表者代表取締役　大浦　克博
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　悟
4　破産債権であって、宮崎地方裁判所平成23年（再）第２号事件の再生手続において再生債権としての届出があったものを有する破産債権者は、破産債権の届出をすることを要しない。
5　破産法32条４項本文及び５項本文において準用する同条３項１号、33条３項本文並びに139条３項本文の規定による破産債権者に対する通知をせず、かつ、111条、112条又は114条の規定により破産債権の届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。
宮崎地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１６０号

滋賀県彦根市野田山町736番地６
債務者　石田　君美
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　　靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２２２号

佐賀県西松浦郡有田町稗古場２丁目３番26号
債務者　原田　哲也
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江越　正嘉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２２７号

佐賀県嬉野市塩田町大字久間丁4014番地
債務者　田中　泰隆
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　律雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第２１号

埼玉県川越市連雀町25番地１　中央コーポ101号室、前住所埼玉県坂戸市東坂戸１丁目11番501号
債務者　横溝　昭一
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１０号

北海道滝川市幸町３丁目７番29号
債務者　中川日出吉
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第６２５９号

大阪府高槻市津之江町３丁目１番１－５Ｆ号
債務者　三岡　太蔵
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川並　理恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４３９号

大阪市城東区野江２丁目12―60　田中方、住民票上の住所大阪府泉南市新家656番地の１
債務者　南　　孝幸
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本裕己久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８４４号

大阪府枚方市招提北町２―22―１、住民票上の住所大阪府枚方市山之上北町25番11号
債務者　下村　雅昭
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　武宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１９号

大阪府東大阪市日下町７丁目３番33号
債務者　杉田　一博
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　理香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５７号

大阪府摂津市正雀４丁目８番34号、前住所神戸市長田区六番町１丁目６番地の６　レオパレスエスポア六番町104号
債務者　太田　和孝
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福谷　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７１号

大阪府守口市梶町４丁目50番14号
債務者　池内　　誠
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福谷　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４号

滋賀県長浜市八幡東町485番地
債務者　安居　洋子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係